

## 議案第 3 1 号

狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 9 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「除く。）には」の次に「、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間」を、「相当する額」の次に「からその額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額が 1 万円を超えるときは、1 万円）を減じた額」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 2 月 2 3 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

### 提案理由

平成 2 3 年の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告における給与制度の改正に鑑み、一般職の職員の給与制度を改正したいので、この案を提出するものである。